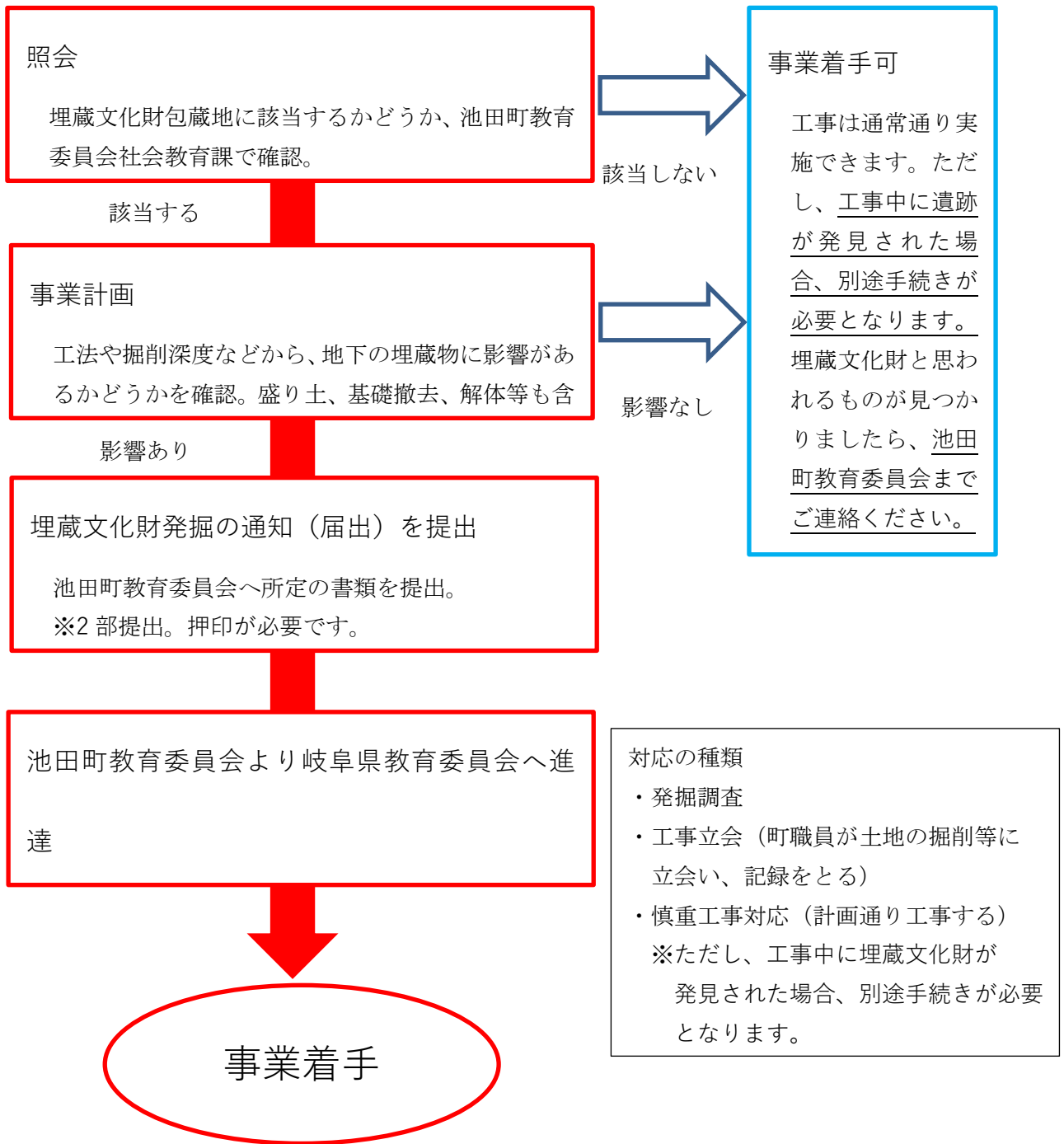


埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

1. 文化財保護法にかかる手続きの流れ



2. 埋蔵文化財発掘の通知（届出）提出について

※事業者の方には、文化財保護法第93条第1項の規程により、事業着手の60日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出」をご提出いただくこととなっております。ただし、60日前までにご提出いただいた場合でも、遺跡の状況や工法等によっては、予定通り着工できない場合があります。工事の予定が決まりましたら、お早めにご相談ください。

《提出書類作成時のお願い》

- ①「埋蔵文化財発掘の届出について」…施主のかたの名前（直筆なら印鑑不用。活字の場合は印鑑が必要です）を記入。
- ②「別記」…太枠内をご記入ください。着工時期など、未定のものがありましたら、ご相談ください。
- ③添付書類…以下の図面が必要となります。（事業予定地の位置、工事において掘削する範囲・深さを確認するため。）
 - ・事業予定地を示した、5万～1万分の1の地図
 - ・事業予定地を示した、2千分の1程度の詳細な地図
 - ※著作権の関係で、住宅地図は不可。
 - ・掘削深度がわかる図面
 - ・主に基礎の平面図
 - ・平面図

書類は2部作成し、池田町教育委員会までご提出ください。